

射水市における子ども・子育てに関する 「量の見込み」について

目 次

1 「量の見込み」の算出の趣旨.....	1
2 「射水市子ども・子育てに関するニーズ調査」について.....	1
3 アンケート結果を基にニーズ量を把握する教育・保育サービス等.....	1
4 ニーズ量の算出に関する手順.....	2
(1) 「家庭類型」の算出.....	2
(2) 射水市の家庭類型.....	3
(3) 「保育の必要性」について.....	4
(4) 人口推計.....	5

説明資料 2 別紙 射水市におけるニーズ量と目標事業量

平成 26 年 6 月

射水市

1 「量の見込み」の算出の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、「(仮称)射水市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、その中で教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の5か年間の「量の見込み」及び「確保の内容」を記載しなければならない。

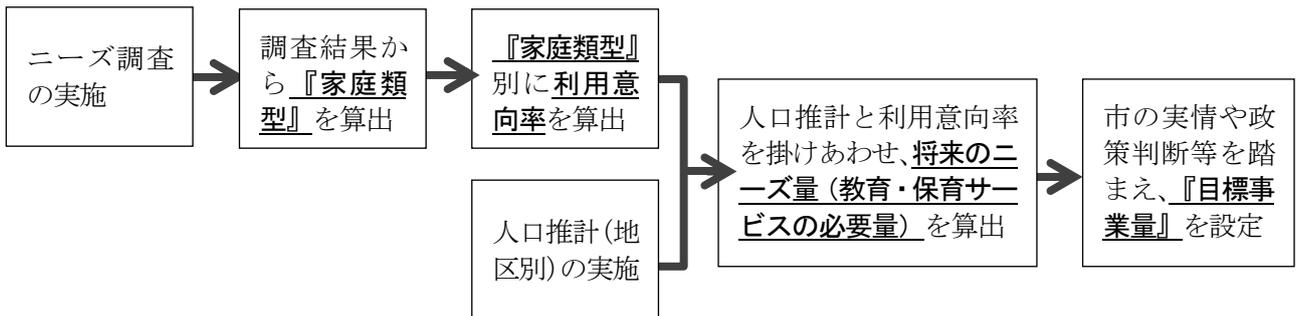
この「量の見込み」については、国が示す基本指針及び算定の手引きに基づいて、ニーズ調査結果等を活用しつつ算定することとなっている。

2 「射水市子ども・子育てに関するニーズ調査」について

昨年、就学前保護者、小学生児童保護者を対象に実施した「射水市子ども・子育てに関するニーズ調査」は、子ども・子育て支援新制度に沿った新たな教育・保育に関する施策検討のため、国が提示した調査項目に沿って実施しました。

この調査結果は、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを把握するため、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき分析をしていくこととなっています。

■ニーズ調査から目標事業量までの流れ



3 アンケート結果を基にニーズ量を把握する教育・保育サービス等

次の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

	対象事業	認定区分(※)	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	⇒1号	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	⇒2号	3～5歳
3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	⇒3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト)		0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳
			0～5歳

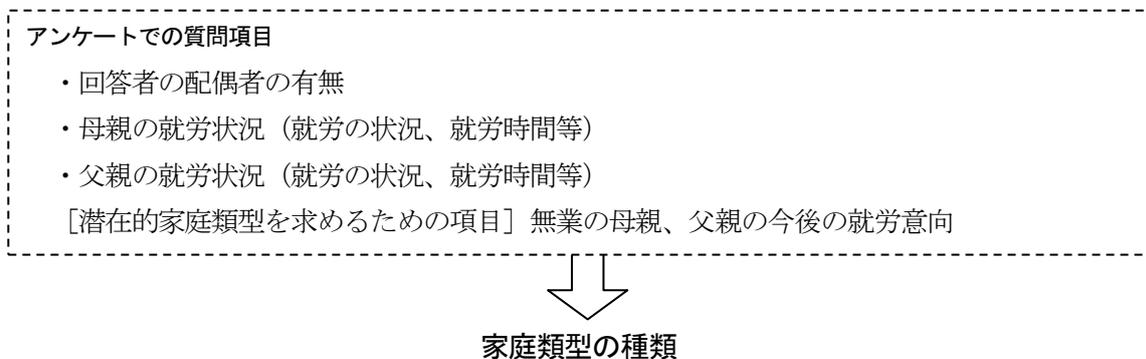
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

- (※)「認定区分」について
- ・1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
 - ・2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
 - ・3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

4 ニーズ量の算出に関する手順

(1)「家庭類型」の算出

アンケートの結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から「家庭類型」を求めます。アンケートで質問した次のような項目を分析し、タイプAからタイプFの8種類の家庭類型に分類していきます。この家庭類型は、「現在」と「潜在」の2種類を算出します。（「潜在家庭類型」は、例えば現在片働き家庭の仕事をしていない母親が、アンケートの就労希望を問う質問で「就労したい」と回答した場合、潜在的な共働き家庭としてとらえられるものです。）



タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※“下限時間”とは、各自治体における保育の必要性の下限時間です。（射水市は48時間を想定）

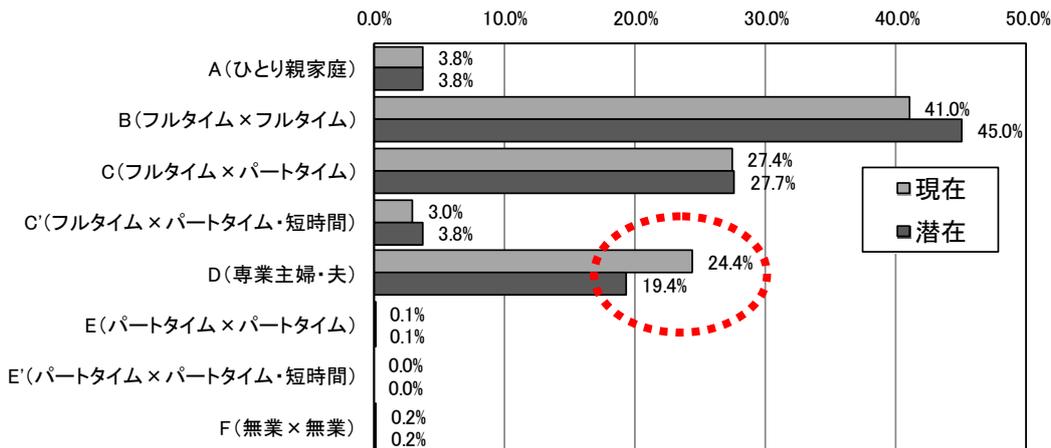
(2) 射水市の家庭類型

平成25年度に実施した、「射水市子ども・子育てに関するニーズ調査」(就学前児童保護者調査)における母親・父親の就労状況や今後の就労意向等から、射水市の現在の家庭類型、潜在的な家庭類型を算出すると、次のようになります。

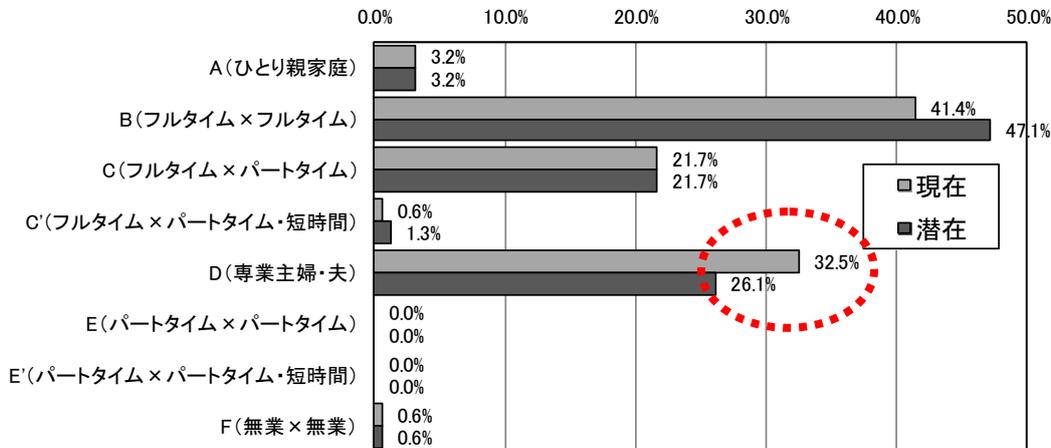
特に0歳、1・2歳において、「D専業主婦(夫)」の潜在家庭類型の割合が、現在家庭類型の割合より低くなっており、今後の就労の意向を持っていることがわかります。

■現在の家庭類型と潜在家庭類型の比較

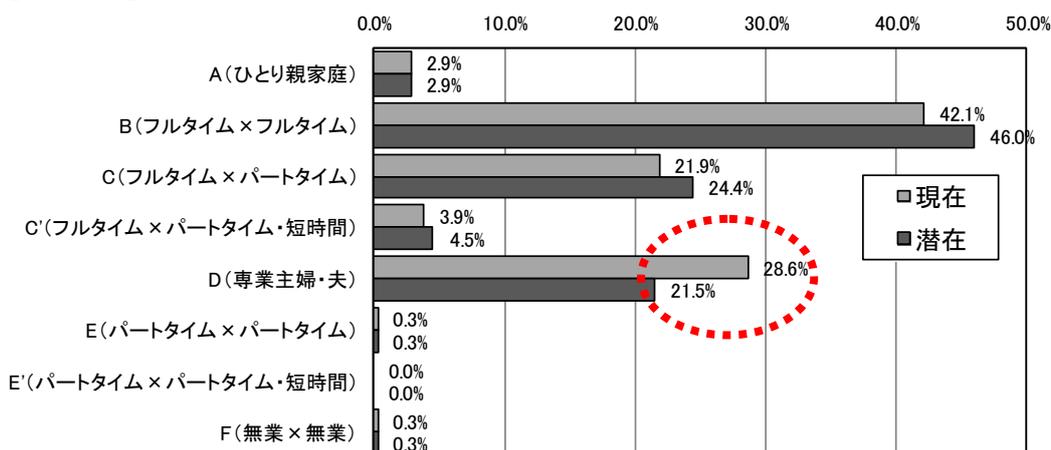
【全体】



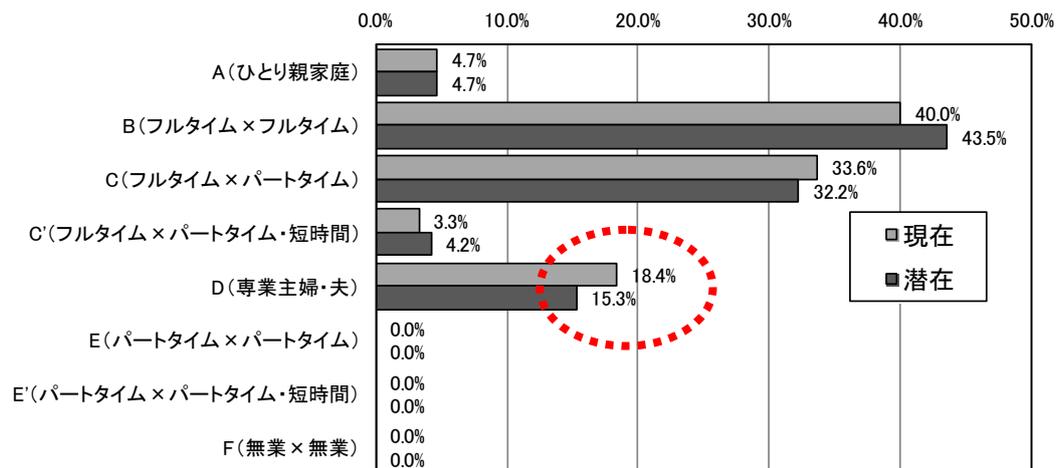
【0歳】



【1・2歳】



【3歳以上】



(3) 「保育の必要性」について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなります。その際の認定の区分についてまとめると次の通りとなります。

■認定区分について

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

- 1号…3～5歳で、教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等、“保育に欠けない子ども”）
- 2号…3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）
- 3号…0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）

<参考>認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

先述の家庭類型のA、B、C、Eは保育を必要とする子どもの保護者（2号、3号）、C'、D、E'、Fのうち、3～5歳児の保護者は教育のみを必要とする子ども（1号）として、それぞれの事業のニーズを算出しました。

(4) 人口推計

将来の子ども数を算出するため、射水市の人口推計を行いました。今回の推計は推計の方法としては、「コーホート変化率法」を用いています。

※「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことです。「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる手法です。

■射水市の推計人口（0～11歳）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	715	708	700	691	680
1歳	746	745	738	729	720
2歳	721	757	757	750	741
3歳	820	728	765	765	757
4歳	741	825	732	770	769
5歳	824	748	833	739	777
6歳	862	825	750	835	741
7歳	890	862	825	750	835
8歳	879	892	864	827	751
9歳	864	876	888	861	824
10歳	887	864	876	889	861
11歳	903	889	866	878	891
合計	9,852	9,719	9,594	9,484	9,347

本市の0～11歳の人口は減少傾向にあるため、推計を踏まえた目標事業量の設定が必要です。